

令和4年度
北区内部統制評価報告書

東京都北区長 山田加奈子は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北区では、令和 2 年 4 月 1 日に「北区内部統制基本方針」を策定しました。運用の見直しや社会情勢の変化に対応するため、令和 4 年 4 月 1 日に全庁対応リスクを再編するなど、基本方針を改定し、内部統制最高責任者である本職の責任の下、財務に関する事務及びその他の事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。

このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを個別に防止し、又は当該リスクの顕在化を適時、完全に発見することができない可能性を内包しています。

引き続き、この可能性の最小化を目指し、適宜内部統制の取組の見直しを図り、適切な対応策を講じていきます。

2 評価手続

北区においては、令和 4 年度を評価対象期間とし、令和 5 年 3 月 31 日を評価基準日として、北区内部統制基本方針 1 に規定する財務に関する事務及びその他の事務についての内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

リスクの認識及び対応策の改善等を繰り返し、評価基準日において、北区の内部統制対象事務に関する内部統制は、概ね有効に機能することができたと判断いたしました。

しかしながら、評価対象期間内に一部リスクの発現が認められていることから、当該リスクの再発防止の徹底と、職員全体の意識醸成を図りながら、適切かつ効率的な事務執行に取り組んでまいります。

4 不備の是正に関する事項

なし

令和 5 年 6 月 8 日 東京都北区長 山田 加奈子



5北監第1375号
令和5年8月25日

東京都北区長
山田 加奈子 殿

東京都北区監査委員
同
同

佐藤 明
戸枝 大
青木 博



令和4年度内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和4年度内部統制評価報告を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。



令和4年度内部統制評価報告書 審査意見書

1 審査の対象

令和4年度北区内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度北区内部統制評価報告書の審査は、北区長が作成した内部統制評価報告書について、北区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度北区内部統制評価報告書について、北区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

審査に付された令和4年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る事項は適正に作成されており、評価結果に係る記載も相当であると認められた。

5 意見

令和4年度内部統制評価報告書における評価は、全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価、業務レベルの内部統制の評価、いずれも適切であったことが認められた。

しかしながら、内部統制制度は令和2年度から開始されたが、十分な経験をもって精錬された制度ではなく、発展途上の段階にあるといえる。業務効率とのバランスを保ちつつ、十分に統制された職務執行体制とされるよう、これからの内部統制制度の昇華に期待する。